

(別記5-1)

平成 27 年 6 月 30 日認定	あさぎり町長 北口 俊朗
平成 27 年 10 月 19 日一部改正認定	
平成 28 年 3 月 11 日一部改正認定	
平成 28 年 10 月 19 日一部改正認定	
平成 30 年 4 月 19 日一部改正認定	
令和 元 年 6 月 26 日一部改正認定	
令和 2 年 4 月 24 日一部改正認定	
令和 2 年 7 月 2 日一部改正認定	
令和 5 年 月 日一部改正認定	

あさぎり町広域協定書

(目的)

第 1 条

この協定は、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)に基づき、農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに水路・農道等の施設の長寿命化のための活動に関する事項を協定することにより、地域資源の保全管理と環境の保全を図ることを目的とする。

(名称)

第 2 条

この協定は、あさぎり町広域協定と称する。

(協定の対象となる区域、農用地及び施設)

第 3 条

この協定の対象となる区域、農用地及び施設は、別紙図面及び別表に定めるとおりとする。

(協定の締結)

第 4 条

この協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を行う組織・集落及びその他の団体の合意により締結する。

(協定の有効期間)

第 5 条

この協定の有効期間は、あさぎり町長の認定のあった日から令和7年3月31日までとする。

(活動及び事業)

第 6 条

協定参加組織・集落及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる活動及び事業を行うものとする。なお、実践活動等の際には、安全な活動(作業前の危険箇所の確認・共有など)に努めるものとする。

- (1) 農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動(農地維持支払交付金に係る活動)
- (2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動(農地維持支払交付金に係る活動)

- (3) 施設の軽微な補修のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 (4) 農村環境の保全のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 (5) 多面的機能の増進を図る活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 (6) 水路・農道等の施設の長寿命化のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 2 前項の活動及び事業の実施に際しては、それぞれ計画を策定する。

(協定参加組織・集落及び団体の役割)

第 7 条

協定参加組織・集落及びその他の協定参加団体の役割分担は次のとおりとする。

組織・集落・団体等	役 割
農地・水・平和活動組織	・ 各集落区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保全管理活動の実施。
上地域活動組織	
幸野溝地区地域資源保全隊活動組織	
上代活動組織	【全組織】 ・ 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の実施。
深田東地域資源保全隊活動組織	
上南活動組織	
あらた活動組織	
須恵・深田畑地帯活動組織	【阿蘇諏訪団地活動組織・湯の原団地活動組織以外の組織】 ・ 施設の軽微な補修のための活動の実施。 ・ 農村環境の保全活動の実施。 ・ 多面的機能の増進を図る活動の実施。
今井活動組織	
阿蘇諏訪団地活動組織	
湯の原団地活動組織	
瀬ノ上活動組織	
岡原百太郎環境保全隊活動組織	
築地活動組織	
中・竹地域資源保全隊活動組織	
古草城・明甘活動組織	
柳別府活動組織	
湧川隊活動組織	【全組織】 ・ 水路等施設の長寿命化のための活動の実施。
大島地区活動組織	
脇の前活動組織	(畦畔・農地法面の草刈り等の活動は、個々の農業者が実施。)
久鹿区地域資源保全隊活動組織	
岡留保全隊活動組織	
寺池活動組織	
二子活動組織	
尾鉢集落	
東小原集落	
川久保・永里集落	
栩登集落	
新村集落	
山田集落	
狩所集落	
永山集落	
山下・立野集落	
神殿原・永山集落	
免田川集落	
新永里集落	
桜木集落	
榎田集落	
清水集落	
下西集落	
錦中原集落	
宮麓溝上集落	
麓集落	

城谷集落	
永の原・永岡集落	
宮野集落	
齊堂溝上集落	
天神・新別府集落	
新齊堂集落	
福ノ原集落	
仁王集落	
宝集落	
辰口・岩川集落	
宮前集落	
湯の原集落	
阿蘇集落	
平山集落	
松尾集落	
中の谷集落	
新諏訪集落	
上手集落	
福川集落	
下乙集落	
永才・黒田集落	
あさぎり町農業支援センター	・協定の事務局として全体の調整を図る。
百太郎溝土地改良区	・参加組織・集落が取り組む農地周りの水路等の長寿命化対策への助言や指導。
幸野溝土地改良区	
中球磨土地改良区	
上土地改良区	
錦町土地改良区	

- 2 協定参加組織・集落及びその他の協定参加団体は、その分担業務の実施に関し、常に事故や災害の発生防止に努めるものとし、当該業務が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、当該組織・集落又は団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

(協定参加組織・集落及び団体間の協力)

第 8 条

協定参加組織・集落及びその他協定参加団体は、第1条の目的を達成するために、相互に協力するものとする。

- 2 協定参加組織・集落及びその他協定参加団体は、その分担業務に関し、協定の履行に影響を及ぼす事態が発生する恐れのあるときは、直ちにその旨を第9条に定める運営委員会に報告するものとする。
- 3 前項の場合、運営委員会は協定参加組織・集落及びその他の協定参加団体間の業務分担の変更など適切な措置を講じるものとする。
- 4 活動の実施に伴い、協定参加組織・集落及びその他の協定参加団体間で施設の管理区分の変更を行う場合は、所要の手続きに沿って処理するものとする。

(運営委員会)

第 9 条

この協定の運営に関する事項を処理するために、あさぎり町広域協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、協定に参加する組織・集落及びその他団体の代表をもって構成する。

ただし、代表に事故がある時には、その者の所属している組織・集落及びその他団体内で、代理人を選出することを認める。(ただし、代表の役職に就く資格を有している者の中から、なるべく代表に等しい立場の役職者を選出すること。)

3 委員会に次の役員を置く。

会長	1 名
副会長	1 名
会計	1 名
監査役	2 名

4 役員は、委員の互選により選出する。

5 会長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

6 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。

7 副会長は会計に事故があるときにこれを代理する。

8 会計は委員会の経理に関する業務を処理する。

9 監査役は委員会の会計の監査を行う。

10 この協定に規定するもののほか、本協定の運営について必要な事項は、委員会規則において、これを定めるものとする。

(工事の施行に関する条件)

第 10 条

協定参加組織・集落及びその他の協定参加団体は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、協定参加組織・集落及びその他の協定参加団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 町又は土地改良区が管理する施設に関し、協定参加組織・集落及びその他の協定参加団体を実施する工事によって生じた工作物等は、町又は土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ町又は土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要な工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類(例:設計書、平面図、構造図等)の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、町又は土地改良区の指示を受けるものとする。

3 協定参加組織・集落及びその他の協定参加団体は、工事に当たって詳細な工事内容について町又は土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町又は土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、町又は土地改良区にその旨を報告するものとする。

(協定内容の変更及び廃止)

第 11 条

この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加組織・集落及びその他の協定参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを町長に申請して認定を受けるものとする。

附則

上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、その1通をあさぎり町長に提出し、他の1通を運営委員会会長が保管し、その写しを協定参加組織・集落及びその他の協定参加団体の代表が保管する。